

沖縄県宮古合同庁舎内福利厚生施設「軽食喫茶室」出店事業者公募要項

沖縄県では、宮古合同庁舎1階福利厚生施設で軽食喫茶室を営業する事業者を下記のとおり募集します。

応募を希望される方は、この公募要項及び添付書類に記載の各事項をご確認の上、お申し込み下さい。

記

1 施設の所在等

所在地　： 沖縄県宮古島市平良字西里1125 宮古合同庁舎（1階）

面積　　： 48.69 m²

2 営業条件

（1）営業許可期間

営業許可期間は、原則として1年以内とし、支障がない場合は1年単位で更新することができるものとする。

（2）営業時間

原則として平日午前7時30分～午後8時までとする。

【定休日：県庁の閉庁日（土曜日、日曜日、祝日、12月28日から1月3日、慰霊の日）】

（3）施設使用料

沖縄県行政財産使用料条例第2条により算定した額とする。

（4）施設使用料の納入

年度ごとに沖縄県の発行する納入通知書により、使用開始前又は許可年度開始前に、沖縄県が指定する期限までに当該年度分を全額納入すること。

（5）使用料の減額

本施設は、職員の福利厚生施設であることから、行政財産の使用許可に係る使用料の減免基準に基づき、7.5/10の減免措置を行う。

（6）必要経費の負担

①光熱水費

- ・沖縄県公有財産規則第31条に基づき実費相当額を負担すること

②その他経費の負担

- ・軽食喫茶室の営業に必要な各種手続に要する費用
- ・室内の床面・壁面等のクリーニングを行う場合の費用
- ・運営事業者が設備機器等を持ち込んで設置する場合の設置・運用・維持補修及び撤去に要する一切の費用

3 応募資格

応募者は本要項に定める内容、条件等を十分理解し、店舗の整備及びその運営を行うための十分な資本力、経営力及び信用を有し、国内で法人登記している法人または個人とし、次の要件をすべて満たしていることとします。

- (1) 使用許可の趣旨を理解し、意欲のある者であること。
- (2) 店舗の営業に必要な資格を有すること又は取得できる見込みがあること。
- (3) 原則として最近2年間に於いて、県内で1年以上飲食店経営の実績を有するもの。
- (4) 昼食時間等の一定時間内に需要に応じられる実績を有すること。
- (5) 福利厚生施設としてのメリットを提案できること。
- (6) 次のいずれかの項目に該当しないこと。

①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

②会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）等により更正または再生手続を開始している者。

③法人税及び消費税等納付すべき税を滞納している者。

④沖縄県暴力団排除条例（平成23年沖縄県条例第35号）第2条第2項の規定に該当する者。

⑤関係法令に基づく行政処分を過去3年間受けたことがある者。

- (7) 軽食喫茶室の出店にあたり、行政財産使用許可手続を行い、「沖縄県公有財産規則」及びその他行政財産使用に関する規定について遵守できること。

4 応募の手続き

申込書類等は、沖縄県ホームページからダウンロードして下さい。

(1) 申込書類等の提出

①提出期限

令和7年10月15日（水）午後5時必着

（土曜日、日曜日、祝日を除く。午前9時から午後5時まで）

②提出場所

沖縄県総務部宮古事務所総務課（宮古合同庁舎2階）

住所：沖縄県宮古島市平良字西里1125

電話番号：0980-72-2551

③提出方法

持参（宮古合同庁舎2階宮古事務所総務課）又は郵送（書留）

④費用の負担

応募に要する経費はすべて応募者の負担とします。

(2) 提出書類

	提出書類	様式等	提出部数	備考
①	公募参加申込書	様式第2号	1	
②	誓約書	様式第3号	1	
③	申込者の事業概要	様式第4号	1	
④	登記事項証明書		1	
⑤	直近3期分の貸借対照表、		1	

	損益計算書または確定申告書の 写し			
⑥	納税証明書（最新のもの）		1	国税、県税、市町村税 (本店所在地)
⑦	企画提案書		8	
⑧	店内配置図		8	
⑨	販売品目及び価格一覧表		8	

(3) 応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了承下さい。

なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的にのみ使用し、他の目的には使用しません。

(4) その他

①応募は1者1提案とします。

②応募書類はカラーとしてください。

③提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとします。

5 現地見学会

令和7年9月24日（水）～令和7年10月10日（金）

※個別で日程調整を行いますので、希望日をメールにてご連絡下さい。

メールアドレス：aa017205@pref.okinawa.lg.jp 件名：現地見学会日程調整

6 質問の受付

(1) 受付期間

公募開始日から令和7年10月8日（水） 午前10時まで

（2）提出方法

質問書（様式第1号）をご使用いただき、メールにて送信して下さい。

質問への回答は宮古事務所ホームページに掲載し、個別には回答しません。

メールアドレス：aa017205@pref.okinawa.lg.jp

件名：宮古合同庁舎内福利厚生施設「軽食喫茶室」への質問

7 選考方法

（1）審査基準

- ①基本方針及び運営実績
- ②実施体制（運営体制、管理体制、地域への貢献）
- ③サービス内容等（店内レイアウト、提供メニュー等、災害時の対応、福利厚生施設としての機能・サービス）
- ④財務状況（福利厚生施設としての経営力）

（2）選考方法

企画提案書に基づく書類審査により選考を実施します。

8 選考結果

選考結果は10月下旬頃に沖縄県ホームページに掲載します。審査経過・結果に対する問い合わせには応じません。

9 出店事業内定の取り消し

次の場合には、出店事業者の内定を取り消します。

- （1）提出書類に虚偽の記載をしたとき

(2) 応募資格を満たしていないことが判明したとき

(3) 出店事業者の内定から使用許可の手続までの間に、出店事業者について資金事情の変化等により店舗の設置・運営が困難であると沖縄県が判断したとき

(4) 著しく社会的信用を損なう等により、出店事業者としてふさわしくないと沖縄県が判断したとき

(5) その他選考結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行ったとき

(6) 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続に応じなかったとき

10 営業事業者に決定した者は、地方自治法第238条の4第2項第4号及び沖縄県公有財産規則第28条の規定により、沖縄県知事から行政財産の使用許可を受けること。

〈問い合わせ〉

〒906-0012 宮古島市平良字西里1125 沖縄県宮古事務所総務課 担当：城間

TEL：0980-72-2551